

人間ドック受診料を助成します

問合せ：住民ほけん課 国保年金担当 ☎ 991-1868
住民ほけん課 後期高齢者医療担当 ☎ 991-1884

松伏町国民健康保険の被保険者の方

- 要件/次の要件すべてに該当する方
 - ▶受診申請日及び受診日に松伏町国民健康保険に加入している方で、受診日に35歳以上の方
 - ▶人間ドックの助成を受ける年度内に特定健康診査を受診していない方、及び受診する予定のない方
 - ▶国民健康保険税を完納されている方
- 定員/150名(申込み順) ■助成額/人間ドックに要した費用の7割とし、21,000円を限度とします。
- 申込み/①国民健康保険証 ②免許証などの本人確認書類 ③特定健康診査受診券(お持ちの方)を持参の上、国保年金担当へお申し込みください。
※受診票等を発行しますので、必ず人間ドック受診前にお申し込みください。(受診後の申請は受け付けできません)。
- 申請/人間ドック受診後の1か月以内に、①国民健康保険証、②人間ドック検診結果表、③領収書(「人間ドック」と記載があるもの)、④預金通帳(助成金振込口座)を持参の上、住民ほけん課国保年金担当に申請してください。
- 注意事項/人間ドックの助成と特定健康診査の受診は同一年度にはできません。



国保マスコット
健康まもるくん

後期高齢者医療保険の被保険者の方

- 要件/次の要件すべてに該当する方
 - ▶松伏町に住民票がある方又は松伏町から県外の介護施設等に入所している方(住所地特例適用の方)
 - ▶後期高齢者健康診査(集団検査)を受診していない方
 - ▶後期高齢者医療保険料を完納されている方
- 定員/25名(申込み順)
- 助成額/人間ドックに要した費用(100円未満の端数がある場合は切り捨て)とし、20,000円を限度とします。助成は1人につき同一年度中(4月～3月)に1回限りです。また、転入前の市区町村で助成を受けた場合や他の制度により助成を受けている場合には、助成を受けることができません。
- 申込み/受診前に電話で住民ほけん課後期高齢者医療担当(☎991-1884)へお申し込みください。
- 申請/人間ドック受診後1か月以内に、①後期高齢者医療保険証、②人間ドック検診結果表、③領収書(「人間ドック」と記載があるもの)、④預金通帳(助成金振込口座)を持参の上、住民ほけん課後期高齢者医療担当に申請してください。

町長コラム

健康に生活しましょう 「ガリバー旅行記」



鈴木 勝

最近言葉は短くすることが流行っています。「しゅうかつ」と聞いてあなたはどんな言葉を想像しますか?就職のために「就職活動」も「就活」と呼びますが、最近人生最後の「終末活動」も「終活」と呼ばれております。

さて、多くの方は、小人の国に漂流したガリバー旅行記をご存知かと思いますが、次に、巨人の国に行きます。ここまでは絵本などで良く知られておりますが、次に不死身の人が生まれる国に行きます。最初彼は自分も不死身の命が欲しいと希望しましたが、風邪をひいても、鼻水を

たらし100年、200年…、骨折しても100年、200年…生き続ける姿を眼のあたりにし、ごく普通に生き、死を迎えることの有難さを痛感します。人生には死期があるから一生を大切に生きることが出来ます。だから、子孫や社会に自分がこの世に存在した歴史を残すことができるのです。

町では平成30年度も「いきいき健康体操教室」など様々な介護予防や健康増進につながる事業に力を入れていきますが、まずは、自分自身から健康でありたいと思う気持ちが必要です。